

〔別紙〕

様式 1.

## 事業報告書

(自 令和02年10月01日 至 令和03年09月30日)

### 1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 藤崎内科循環器科医院
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の  を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 福岡県春日市若葉台西3丁目14番地

(3) 設立認可年月日 平成03年10月29日

(4) 設立登記年月日 平成03年11月13日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	藤崎 和則	
理事	藤崎 英子	
監事	田箆 清子	

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4参照)

### 2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として

A. 社会医療法人の場合、次の書類を添付すること。

6. 法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

B. 社会医療法人債を発行した医療法人の場合、次の書類を添付すること。

(ただし、10及び11は社会医療法人に限る。)

7. 純資産変動計算書

8. キャッシュ・フロー計算書

9. 附属明細表

10. 公認会計士又は監査法人の監査報告書

11. 法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

(注) 1. 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りること。

2. 提出は毎会計年度終了後3月以内である。

3. 貸借対照表の純資産の額に変更があった場合は、登記事項(組合等登記令(昭和39年政令第29号)別表の資産の総額)の変更の登記が必要である。

管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	(医)藤崎内科 循環器科医院	福岡県春日市若葉台西3-14	一般病床 01床 療養病床 01床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当なし		

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和02年11月20日 令和01年度決算の決定  
 令和01年09月30日 令和02年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 藤崎内科循環器科医院

※医療法人整理番号

所在地 春日市若葉台西3-14

財 産 目 録

(令和03年09月30日現在)

1. 資 産 額	75,515 千円
2. 負 債 額	4,458 千円
3. 純 資 産 額	71,057 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	71,505
B 固 定 資 産	4,010
C 資 産 合 計 (A+B)	75,515
D 負 債 合 計	4,458
E 純 資 産 (C-D)	71,057

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有  賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有  賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-1

法人名 医療法人 藤崎内科循環器科医院

※医療法人整理番号								
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--

所在地 春日市若葉台西3-14

貸借対照表

(令和03年09月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>I 流動資産</b>	71,505	<b>I 流動負債</b>	4,458
現金及び預金	33,915	買掛金	728
事業未収金	8,379	未払金	2,789
たな卸資産	603	預り金	919
前払費用			
その他の流動資産	28,608		
<b>II 固定資産</b>	4,010		
<b>1 有形固定資産</b>	2,077	その他の流動負債	22
建物附属設備	289	<b>II 固定負債</b>	×××
構築物			×××
医療用器械備品	924		×××
その他の器械備品	288		×××
車両及び船舶	576		×××
土地			×××
その他の有形固定資産		その他の固定負債	×××
<b>2 無形固定資産</b>	73	<b>負債合計</b>	4,458
借地権			
ソフトウェア		<b>純資産の部</b>	
その他の無形固定資産		科目	金額
<b>3 その他の資産</b>	1,860	<b>I 出資金</b>	7,000
有価証券		<b>II 積立金</b>	64,057
	×××	1 代替基金	×××
	×××	2 その他の利益剰余金	×××
	×××		×××
	×××	<b>IV 評価・換算差額等</b>	×××
	×××		×××
その他の固定資産	1,860		×××
			×××
<b>資産合計</b>	75,515	<b>純資産合計</b>	71,057
		<b>負債・純資産合計</b>	75,515

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。  
 2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人 医療法人 藤崎内科循環器科医院

※医療法人整理番号

所在地 春日市若葉台西3-14

損 益 計 算 書  
(自 令和02年10月01日 至 令和03年09月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	64,253
2 事業費用	68,289
本来業務事業利益	
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	×××
2 事業費用	×××
附帯業務事業利益	×××
事業損益	4,035
II 事業外収益	5,832
III 事業外費用	×××
経常利益	1,797
IV 特別利益	5,115
V 特別損失	
税引前当期純利益	6,912
法人税等	445
当期純利益	6,467

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人 藤崎内科診療所 所在地 春日市若菜台西3-1-4

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 新人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 藤崎内科循環器科医院  
理事長 藤崎 和則 殿

私は、医療法人 藤崎内科循環器科医院の平成30年度（令和02年10月01日から令和03年09月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和03年11月30日

医療法人 藤崎内科循環器科医院  
監 事 田 籠 清 子